

宇治市（平成 28 年 8 月 1 日から）

対象建築物	建築物	特定工程	特定工程後の工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれの構造が混合した構造の建築物で、次のいずれかに該当するもの (1) 主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造とした住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号で規定する共同住宅を除く。）で、地階を除く階数が 2 以上のもの、又は床面積が 50 m ² を超えるもの。（以下「住宅等」という。） (2) 法別表第一の（い欄）（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号で規定する共同住宅を除く。）で、当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの。（以下「特殊建築物」という。）	住宅等及び木造の特殊建築物	木造の軸組（土台、柱、はりおよび筋かいをいう。以下この表において同じ。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあっては、木材で組まれた枠組を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあっては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設けうる工事の工程）
	特殊建築物（木造のものを除く。）	2階の床の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版の配筋工事又は建方工事の工程）の工程	2階の床及びはりのコンクリート打込み工事（コンクリートの打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取付け工事、平屋のものについては、屋根床版のコンクリート打込み工事の工程、壁の内装工事または外装工事の工程）の工程

備考：1. この表で「枠組壁工法」とあるのは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

2. 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、それぞれの当該工事の工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

適用除外：建築基準法第 18 条第 1 項（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号で規定する共同住宅を除く。）、法第 85 条の適用を受ける建築物及び法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等の製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物